

国立大学法人高知大学契約事務取扱細則

平成16年4月1日  
規則第80号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

第1条 国立大学法人高知大学における契約事務については、他の規則等に定めるもののほか、この細則による。

第2条 物品の購入契約で、予定価格が300万円を超える契約を行う場合には、原議書に次の書類を添付し、契約担当役の決裁を受けるものとする。

区 分	添 付 書 類
随意契約の場合	実施伺、予定価格算出内訳調書、契約書 選定（仕様策定）報告書又は選定理由書 仕様書、カタログ等 その他参考となる資料
競争契約の場合	実施伺、予定価格算出内訳調書、契約書 競争加入者心得 選定（仕様策定）報告書又は選定理由書 仕様書、カタログ等 その他参考となる資料 [指名候補者名簿、指名通知書]

- 備考 1 契約書は、500万円を超える場合とする（以下同じ。）。  
2 選定（仕様策定）報告書は、1,000万円未満とする。  
3 [ ] 内は、指名競争契約の場合に添付するものとする（以下同じ。）。

第3条 物品の購入の契約及び支出の内容を示す書類（以下「契約・支出決議」という。）については、国立大学法人高知大学契約事務取扱規則（以下「規則」という。）の定めるところにより次の書類を添付する。

区 分	添付書類
随意契約の場合	300万円以下 見積書1通以上 納品書 請求書
	300万円を超えて 500万円以下 請書 見積書2通以上 納品書 請求書
	500万円を超えるもの 契約書 見積書 納品書 検査調書 請求書

競争契約の場合		契約書 納品書 検査調書 請求書
---------	--	---------------------------

- 備考 1 区分欄の金額は、予定価格を表す（以下同じ。）。
- 2 契約の性質又は目的が競争を許さない場合は、見積書の添付は1通とする（以下同じ。）。
- 3 検査調書は、契約金額が500万円を超える場合に添付する（以下同じ。）。

第4条 物品の製造及び修理請負契約で、予定価格が300万円を超える契約を行う場合には、原議書に次の書類を添付し、契約担当役の決裁を受けるものとする。

区 分	添 付 書 類
随意契約の場合	実施伺、予定価格算出内訳調書、契約書 図面、仕様書 その他参考となる資料
競争契約の場合	実施伺、予定価格算出内訳調書、契約書 図面、仕様書 競争加入者心得 その他参考となる資料 [指名候補者名簿、指名通知書]

第5条 物品の製造及び修理請負契約の契約・支出決議については、規則の定めるところにより次の書類を添付する。

区 分	添付書類	
随意契約の場合	300万円以下	見積書1通以上 納品書又は完了通知書 請求書
	300万円を超えて 500万円以下	請書 見積書2通以上 納品書又は完了通知書 請求書
	500万円を超えるもの	契約書 見積書 納品書又は完了通知書 検査調書 請求書

競争契約の場合		契約書 納品書又は完了通知書 検査調書 請求書
---------	--	----------------------------------

第6条 雑役務費の類、運搬料、保管料、借料及び損料の契約については、第4条及び第5条を準用するものとする。

第7条 後納契約、単価契約を行う場合には、第2条及び第4条に定める原議書による伺を準用し、契約担当役の決裁を受けるものとする。

2 前項の場合において、規定に基づき契約書又は請書を省略できる場合においても契約書又は請書を作成するものとする。

3 後納契約、単価契約については、毎月の給付の完了に対する代価が500万円を超える場合は、検査調書を必要とする。

第8条 工事請負契約で、予定価格が250万円を超える契約を行う場合には、原議書に次の書類を添付し、契約担当役の決裁を受けるものとする。

区分	添付書類
随意契約の場合	実施伺、予定価格算出内訳調書、契約書 図面、仕様書
競争契約の場合	実施伺、予定価格算出内訳調書、契約書 図面、仕様書 競争加入者心得 [指名候補者名簿、指名通知書]

第9条 工事の契約・支出決議については、規則の定めるところにより次の書類を添付する。

区分	添付書類	
随意契約の場合	250万円以下	見積書1通以上 完成通知書 請求書
	250万円を超え 500万円以下	図面、仕様書 見積書2通以上 完成通知書 請求書

	500万円を超えるもの	契約書 見積書 完成通知書 検査調書 請求書
競争契約の場合		契約書 完成通知書 検査調書 請求書

第10条 財産の売払契約で、予定価格が300万円を超える契約を行う場合には、原議書に次の書類を添付し、契約担当役の決裁を受けるものとする。

区 分	添 付 書 類
随意契約の場合	売払伺 予定価格算出内訳調書 契約書 その他参考となる資料
競争契約の場合	売払伺 予定価格算出内訳調書 契約書 競争加入者心得 その他参考となる資料 [指名候補者名簿、指名通知書]

第11条 財産の売払いの振替伝票（収入関係）については、規則の定めるところにより次の書類を添付する。

区 分	添付書類	
随意契約の場合	300万円以下	見積書 1 通以上
	300万円を超えるもの	見積書 契約書又は請書
競争契約の場合		契約書

第12条 物件の貸付けの契約については、第10条及び第11条を準用するものとする。

第13条 第3条、第5条及び第9条に定めるもの以外の必要な主な書類は、規則の定めるところによる。

第14条 予定価格算出の基礎を明らかにした書類は、必ず封書し添付するものとする。

第15条 国立大学法人高知大学会計規則第30条第3項及び第31条第1項の規定により指名競争契約又は随意契約によるときは、その理由を付記するものとする。

第16条 削除

第17条 契約・支出決議に添付する書類の諸様式は、別に定める。

第18条 振替伝票（収入関係）に添付する書類の諸様式は、適宜別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月7日規則第12号）

この要領は、平成26年7月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月30日規則第165号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）

この細則は、令和7年1月20日から施行する。